

## <繰越（事故）における事故事由の参考資料集>

### 目次

I	事故繰越要件の確認、事故事由の記入	
◆	事故繰越要件の確認	2
◆	事故事由のテンプレート	3
II	FAQ	4

## I 事故繰越要件の確認、事故事由の記入

### ◆ 事故繰越要件の確認

事故繰越申請を行うには、以下の全てに当てはまる必要があります。

- ① 当初計画及び繰越（翌債）後の計画の内容と時期が明確であり（繰越（翌債）承認時は完了する見込みがあった）、
- ② 事故事由が繰越（翌債）承認日以降に発生しており、
- ③ 繰越（翌債）後の計画では避け難い事故により、年度内に支出が終わらない状況となっており、
- ④ 計画の見直し、繰越しが不可欠であり、
- ⑤ 計画の見直しの具体的内容、見直し期間が明確化されている（翌年度内に完了する見込みがある）。



繰越制度は

会計年度独立の原則の例外として財務大臣の承認を必要とするため、

上記の①～⑤の要件を全て満たさなくてはなりません。

また、以下の場合は事故繰越要件に該当しません

- ×当初から当該年度中に完結しないことが明らかなもの
- ×繰越（翌債）承認時には既に発生・判明していたもの
- ×研究者の自己都合
- ×事前の調整不足や甘い見込みの研究計画
- ×当初から容易に予想される事由
- ×やむを得ない（避け難い）ものであっても薄弱である事由
- ×当該年度中に再調整を検討していないもの
- ×当該年度中に再調整が可能なもの
- ×当初の研究目的を変更
- ×不合理な変更
- ×翌年度中に事業が完結することが未確定なもの

## ◆ 事故事由のテンプレート

以下の基本要素、記入例を参照し、「様式C-2 6-2」を作成してください。

### □ 事故繰越における事由記載の基本要素

事故繰越申請は、繰越（翌債）承認後に発生し、繰越（翌債）承認時には予想し得なかった真に避け難い事故のためにその年度内において支出が終わらないものである必要があることから、事故事由の妥当性について特に厳しく精査されます。

そのため、妥当性があることが明確かつ外形的に判断できるような事由を記載する必要があります。

事故事由における「基本要素」は以下のとおりです。

- ① 令和3年度の繰越事由（内容）と明らかに異なること。
- ② 令和4年度中の事故発生年月日における、特定の事故が明確に確認できること。
- ③ 当該事故が理由で、計画に生じた具体的な遅延期間を明確に確認できること。
- ④ 当該事故事由が解消できないと事業を遂行することが困難であること。
- ⑤ 代替措置を講じた・検討したが、なお事業の延長を講じないと改善を図ることができないこと。

※ 当該事由の裏付けとなる「事故事由確認書類」も併せて提出が必要です。

※ 「財務省 繰越ガイドブック」（R2年6月版）に基づき、昨年度と同じ理由で再繰越（事故繰越）をすることはできません。

[https://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook\\_all.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook_all.pdf)

### □ 事由記載例（上記「基本のポイント」を踏まえたもの）

#### <基本テンプレート>

〇〇の影響により、令和〇年〇月〇日に〇〇となったことから【②】、  
〇〇（相手方等）から成果取りまとめに不可欠な△△（調査等）の今年度の実施が不可能であるとの連絡があり、  
当該事業での□□が実施できず、〇か月の遅延が発生するため、年度内の事業完了が困難となった【③】【④】  
代替措置として△△（オンライン、他の調査手段等）を検討しているが、××という理由で代替実施は困難である。【⑤】

※【①】については、前年度との事由が明らかに異なる場合は、事由記載の中で明記する必要はありません。

ただし、新型コロナウイルスによる影響等、前年度と同じ事象が要因となっているが、事由が異なる場合はどの点が異なるのかを追記いただく必要があります。（以下参考です）

#### <基本テンプレート2>

※同じ事象に起因しており、前年度との違いを更に明らかにする必要がある場合

（特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響など）

本年度の実施に向け〇〇（調査地、研究協力者、業者等）と調整を続けてきたが、予期せぬ××（新型コロナウイルスの更なる感染拡大、緊急事態宣言等）の影響により【①】、  
令和〇年〇月〇日に〇〇となったことから【②】、  
〇〇（相手方等）から成果取りまとめに不可欠な△△（調査等）の今年度の実施が不可能であるとの連絡があり、  
当該事業での□□が実施できず、〇か月の遅延が発生することから、年度内の事業完了が困難となった。【③】  
【④】  
更なる代替措置として△△（オンライン、他の調査手段等）を検討しているが、××という理由で代替実施は困難である。【⑤】

## II F A Q

	質問	回答
1	申請内容について、渡航制限により昨年度と状況が同じだが、事故繰越できないのか。	事故繰越の申請はできますが、本年度の実施に向けてどのように調整したのか、代替措置を検討したのか等、昨年度との違いについて、記載例を参照の上、明記してください。
2	提出方法について、申請期間中に五月雨式で提出してもいいか。	受け付けたものから確認作業を行いますので、研究機関において確認の終わった研究課題から、随時送信するようにしてください。
3	甲年度から乙年度に事故繰越しをした経費について、乙年度から丙年度に再度、事故繰越しをすることができるか。	<p>財務省より、「事故繰越しをした経費の再度の繰越しはできない」という見解が示されています（※）ので、事故繰越しが認められた場合、当該見解に十分に留意して経費の執行を行ってください。</p> <p>なお、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度に事故繰越しが認められた課題（令和2（2020）年度補助事業）についても、同様の取扱いとなります。</p> <p>※「財務省 繰越ガイドブック」（令和2年6月 P137 Q22 参照）</p> <p><a href="https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook_all.pdf">https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook_all.pdf</a></p>